

知っているマークは
いくつあるかな？

～町で見かける大切なマーク～

耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

聴覚障害者標識



聴覚障害であることから、運転免許に条件のある人の車に表示するマークです。

障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物などであることを分かりやすく表すための、世界共通のシンボルマークです。

盲人のための国際シンボルマーク



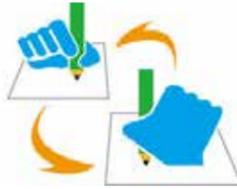
視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮された建物や設備などに付けられている世界共通のマークです。

手話マーク



「手話で対応できる」「手話でコミュニケーションできる人がある」ことを表すマークです。

筆談マーク



「筆談で対応できる」ことを表すマークです。

身体障害者標識



肢体不自由であることから、運転免許に条件のある人の車に表示するマークです。

ヘルプマーク



義足、聴覚障害、内部障害、妊娠初期など、外見からは分からなくても、援助や配慮を必要とすること表すマークです。

ほじょ犬マーク



身体障害者が補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）と一緒に利用できる建物などを表すマークです。

みんなでつながる

手話

子ども向け

「姫路市手話言語条例」ができました！
平成29年（2017年）4月1日から始めているよ



姫路



市



手話



言語



条例

「姫路市手話言語条例」は、

- 「手話」が言語（ことば）であることを知る
- 手話を広め、手話を使いやすい環境づくりを進める
- 障害の有無にかかわらず、全ての市民が安心して暮らすことのできる地域社会にすることをめざしています

手話を使って話しかけてみよう！



ありがとう

ろう者に出会ったときには、ぜひ手話を使って話しかけてみてください。
「こんにちは」「ありがとう」など、簡単な手話ならすぐに使うことができます。
手話で話しかけられることは、ろう者にとって嬉しいことなのです。

*ろう者とは、聴覚障害のある人のうち、耳が全く聞こえない人で、手話により生活を営む人のことをいいます。

しろまるひめ からアドバイス



ろう者と接するときは、後ろからではなく、前にまわって話しかけてもらうとろう者は安心するよ。
たくさんの手話ができなくても、文字を書いてやりとりする方法（筆談）や、口の動きを読み取ってもらったり（口話）、身振り手振りで伝えたりする方法でもコミュニケーションをとることができるよ！

「こども手話教室」で一緒に手話を学んでみませんか？

手話に興味のある方は、ぜひお申し込みください。
はじめての方やこれまでに手話を学んだことのある方も大歓迎です。
申込みの時期が近づきましたら、広報ひめじやチラシなどで詳しい内容や申込み方法をお知らせします。



こんにちは

※令和2年度の開催時期は 令和2年12月20日（日）から令和3年1月10日（日）までです。こちらからこども手話教室の詳細を確認できます。



お問い合わせ：姫路市役所障害福祉課（姫路市安田四丁目1番地）
TEL 079-221-2454 FAX 079-221-2374 MAIL syogaif@city.himeji.lg.jp

～保護者の皆様へ～ 大人も手話を学べます！

手話講座

入門・基礎講座 全46回（4月～翌年3月）

手話の基本的な表現を学ぶための講座を開催しています。
開始月の前月号または、前々月号の「広報ひめじ」で受講生の募集記事を掲載します。 ※令和2年度の講座は、申込みを終了しています。

手話サークル

ろう者と交流しながら手話を学びます。姫路手話サークル連絡会に4団体が登録しています。入門・基礎講座を修了した方は、ぜひご入会ください。

活動日

・虹の会：火曜午前・木曜夜間
・サンゴ樹（香寺町）：土曜夜間
・夢ほたる（夢前町）：木曜夜間・ポパイ（安富町）：水曜夜間

こんなこともしています

手話研修会の講師派遣にかかる費用助成

姫路市内の事業者（企業等）がその従業者等向けに手話研修を実施する場合、講師派遣費用を一部助成します。
（内容）簡単な手話での会話や、職場や接客の場面等で聴覚に障害がある人と接する際に意識するポイントなど

手話通訳者の派遣にかかる費用助成

事業者（企業等）が開催するイベントや行事等で手話通訳者を設置する場合、手話通訳者の派遣費用の一部を助成します。

*姫路市内で開催される、広く市民が参加できる講演会やイベント等を対象としています。

詳しくは
姫路市役所
障害福祉課へ

基本理念

姫路市手話言語条例

— 制定：平成28年12月20日 施行：平成29年4月1日 —

手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を理解し尊重することを基本として行わなければならない。

市の責務

基本理念のっとり、手話に対する市民の理解を促進し、手話の普及及び手話が使用しやすい環境を整備するための施策を実施します。

市民の役割

基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めます。

事業者の役割責務

基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境づくりに努めます。

※条例の全文は市ホームページに掲載しています。